

# 死亡後のお手続き (市役所内)

※正面玄関（案内係）にある発券機で番号札をお取りください。市民課の窓口で番号順にお呼びいたします。

※来庁時に手続きのチェックシート（ご家族様控え）をお渡しし、順番に各課へご案内いたします。

※死亡に伴う各手続きや戸籍・住民票等の証明書の請求を代理人が行う場合は、**委任状が必要**となります（裏面記載）

担当窓口	手続き項目	事前確認	手続確認	届出人	必要書類等	
<b>死亡届出をされると埋火葬許可証が発行されます。ご葬儀がお済になられていれば、死亡届出は終了しています。</b>						
本館1階 南側 ②市民課 ☎246-6239	世帯主変更			親族	・世帯員の方に自動で変更されます。	
	印鑑登録証の返納				・返納または破棄してください。	
	マイナンバーカード・通知カード 特別永住者証明書の返納			代理人	・マイナンバーカード ・通知カード ・特別永住者証明書	
	国民年金・厚生年金等			生計維持者 親族 代理人 手続きにより 異なります	・亡くなった方の年金証書 ・請求者となられる方の預貯金通帳又はキャッシュカード ・請求者となられる方のマイナンバーが確認できるもの ※上記以外にも必要となる書類があります。 ※年金事務所での手続きの場合もあります。 ・詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	
	①医療保険課 ☎246-6246	国民健康保険資格喪失届			親族	・国民健康保険資格確認書 ・亡くなった方が世帯主の場合は、世帯全員の国民健康保険資格確認書
		後期高齢者医療資格確認書の返還			親族	・後期高齢者医療資格確認書 ・亡くなった方が世帯主の場合は、世帯全員の国民健康保険資格確認書
		葬祭費 (国民健康保険、後期高齢者医療)			喪主	・喪主の名前が記載された領収書、会葬礼状等 ・喪主の振込口座情報がわかるもの ・死亡届または死亡診断書(お持ちの人)
		相続人代表者申請(後期高齢者医療)			親族	・相続人代表者の振込口座情報がわかるもの ・戸籍謄本(被保険者と相続人代表者の住所が異なる場合)
		子ども医療証			親族	・子ども医療証
		重度障がい者医療証			親族	・重度障がい者医療証
③課税課 ☎246-6238	市県民税の相続代表人指定届			相続代表人		
	国民健康保険税の相続代表人指定届			相続代表人		
	軽自動車税の相続代表人指定届			相続代表人		
	固定資産税の相続代表人指定届			相続代表人		
④収納課 ☎246-6275	納税相談			親族	・担当窓口にお問い合わせください	
本館1階 北側 ⑥福祉支援課 ☎246-6282 ⑦介護保険課 ☎246-6243 ⑤こども未来課 ☎246-6248	障害者手帳(身体・療育・精神)の返還			親族	・障害者手帳(身体・療育・精神)	
	障害者手当等死亡届			親族		
	介護保険証等の返還、介護保険料の還付			親族	・介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証(お持ちの人) ・相続人代表者の振込口座情報がわかるもの	
	ひとり親家庭等医療証			親族	・ひとり親家庭等医療証 ・受給者の印鑑	
	児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当 保育園・幼稚園				・担当窓口にお問い合わせください ・担当窓口にお問い合わせください	
3階 学校教育課 ☎246-6222	保護者の変更届				・担当窓口にお問い合わせください	
別館 環境保全課 (別館1階) ☎245-5300 上下水道課 (別館1階) ☎246-6264 下水道課 (別館1階) ☎246-6256 都市計画課 (別館2階) ☎246-6155	トイレが汲取(簡易水洗含む) 汲取人員変更			親族	・担当窓口にお問い合わせください	
	トイレが汲取(簡易水洗含む) 口座振替名義人の変更			親族	・担当窓口にお問い合わせください	
	犬の飼い主の変更			親族・代理人	・担当窓口にお問い合わせください	
	上下水道契約者変更			親族	・電話でも手続可	
	受益者の変更等			親族	・来庁者の印鑑	
	市営住宅 市営駐車場契約解除届			親族 親族	・担当窓口にお問い合わせください ・担当窓口にお問い合わせください	

ご遺族の皆様へ、  
謹んでお悔やみ申し上げます。

中間市役所

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電話:093-244-1111(代表)

# 委任状

(宛先) 中間市長

令和 年 月 日作成

委任者 (本人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

亡くなった方の氏名

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

受任者 (窓口に来る方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

委任者との関係 \_\_\_\_\_

**委任事項** ※委任する事項に✓をつけてください。

- 世帯主変更に関する事
- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍 (除籍)、改製原戸籍の謄 (抄) 本及び住民票 (除票) の写しの請求並びに受領に関する事
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、市税 (市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税) に関する事
- 税に関する証明書の請求並びに受領に関する事
- ( \_\_\_\_\_ ) に関する事

※ 受任者 (代理人) は、この委任状の他に本人確認ができるものを持参してください。  
(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなどの公的機関が発行した顔写真付身分証明書等)  
※ 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第 159 条、第 161 条により罰せられます。  
※ 固定資産に関する証明を請求する場合、委任者が所有者以外 (相続人等) の場合は、所有者と相続人等の関係を証明する書類 (戸籍、公正証書等) の写しが必要です。